

2012年8月2日

お客様各位

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・アラブ株式ファンド」の取得申込／換金申込の受付の停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用する「アムンディ・アラブ株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、**2012年8月14日、8月15日、8月16日、8月17日、8月20日および8月21日**の取得申込／換金申込の受付を停止させていただきますので、その旨ご連絡申し上げます。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズの形態をとっており、サブファンドを通じてアラブ地域の株式等に投資を行っておりますが、今般、**2012年8月14日から8月21日**において当ファンドによるサブファンドの取得申込／換金申込の受付を停止することを決定いたしました。

当ファンドの主要投資対象地域であるアラブ地域の国々はイスラム教を主な宗教としております。通常、イスラム教におけるラマダン（断食月）明けの数日間には休日となりますが、今年は投資対象の各国がそれぞれ定める休日が**2012年8月16日から8月21日**の期間に集中することが判明いたしました。加えて、**8月15日**はルクセンブルクの銀行休業日に該当するため、当ファンドのファンド休業日となります。これらの結果を踏まえ、現在サブファンドで保有している株式等の取引や、設定・解約にともなう受渡決済が困難になることが想定されるため、**2012年8月14日から8月21日**において当ファンドによるサブファンドの取得申込／換金申込の受付を停止することを決定いたしました。

つきましては、「アムンディ・アラブ株式ファンド」におきましても、約款の規定に従い、**2012年8月14日、8月15日、8月16日、8月17日、8月20日および8月21日**の取得申込／換金申込の受付を停止させていただきますので、その旨ご連絡申し上げます。投資家の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、上記事情をご斟酌いただき、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

取得申込／換金申込の受付スケジュール

8/13 (月)	8/14 (火)	8/15 (水)	8/16 (木)	8/17 (金)	8/18 (土)	8/19 (日)	8/20 (月)	8/21 (火)	8/22 (水)
○	×	×	×	×			×	×	○

以上

【ご参考：ラマダンとは】

イスラム暦の第9月。（※太陰暦によるため、ラマダンが必ずしも同じ季節に廻ってくるとは限らない。）
ラマダンの期間中（約1ヵ月）、イスラム教徒は日の出から日没までの間、断食・禁欲をしなければならない。
日没になると断食は一時的に解かれるため、夜の間には一日分の食事を済ませ、礼拝などを行う。
ラマダン明けには「イード」と呼ばれるラマダン明け大祭が行われ、数日間休日となる。

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

① 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業^{*}に実質的に投資します。

^{*}サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等(これに準じるワラントや債券等を含みます。)を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

② ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

◆主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」と「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」を通じて行います。

◆「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」の運用は、アラブ地域への投資に精通し豊富な運用実績を有するGLGパートナーズ インターナショナル リミテッド(GLG Partners International Limited)が行います。また、「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」の運用はフランスのアムンディが行います。

◆投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

MENA(ミーナ)地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議(GCC)6カ国を中心に形成される経済圏です。

③ 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆アラブ地域の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」の通貨政策をとっています^{*}。このため、アラブ諸国の現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円に投資されるお客様の為替変動リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。しかし、アラブ地域の一部の国ではインフレを抑制するために通貨を切り上げようとする動きも出ており、将来的に米ドルペッグ制から離脱する可能性もあります。この場合、米ドルとの連動は低くなりますので、為替変動リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。
^{*}クウェートは、2007年5月に「米ドルペッグ制」を廃止し、自国通貨を複数の通貨で構成される通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」の通貨政策に移行しました。また、エジプトとチュニジアは、「変動相場制」をとっています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業が発行する外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、為替変動リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還等があります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

<お申込みの際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。>

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書(交付目論見書)等で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	分配金受取りコースと分配金再投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、受け付けません。ファンドの主要投資先である中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場の休場日が集中する場合があります。その場合、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込受付を中止することがあります。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成20年1月31日)
決算日	年2回決算、原則毎年4月15日および10月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金再投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 3.15%(税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た金額とします。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.197%(税抜1.140%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。ファンドが投資するルクセンブルク籍ファンドの有価証券届出書作成日現在の運用報酬額の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し、 年率1.0%および0.1% を乗じて得た額となります。したがって、当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、 年率2.197%(=1.197%+1.0%) となります。実際の信託報酬の合計額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。この他に、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載していません。「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」の基準価額(成功報酬控除前)が、計算期間(10月1日から翌年9月30日)において期首の基準価額から年率10%を超えて値上がりした場合、超過分の値上がり益に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上され(値下がりの場合は戻し入れされます)、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管費用および各サブファンドにそれぞれかかるルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、 その他の関係法人	委託会社:アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会:社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 受託会社:株式会社りそな銀行 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 販売会社:販売会社につきましては、巻末をご参照ください。
ファンドに関する 照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン:0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

P2の「当資料のお取扱いについてのご注意」を必ずご確認ください。

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者の名称	登録番号	加入協会					
		日本証券業協会	社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○			○	
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○			○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
スタンダードチャータード銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第604号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○			○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○			○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○			○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
株式会社SB証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	
愛媛証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第2号	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
かざか証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第58号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○			○	
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○				
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○			○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			○	

(以下の販売会社はインターネットのみの取扱いです)

金融商品取引業者の名称	登録番号	加入協会					
		日本証券業協会	社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○				